

# これからの賃貸経営優良不動産を 次世代へ継承していくには？

## セミナー&個別相談会

- 日 時：令和元年12月14日(土) 13:00~16:30
- 会 場：TKP横浜駅西口カンファレンスセンター「カンファレンスルーム1」  
横浜谷川ビルディング ANNEX B2F  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1
- 主 催：NPO法人 日本地主家主協会
- 協 賛：株式会社 アカデメイア

**【参加費】  
無 料**

**【定 員】  
先着50名**



会場：横浜谷川ビルディング

### 《 セミナー内容 》

#### [第1部] 贈与の失敗事例を学び、贈与の落とし穴にはまらない!

13:05~ 『我が家の「資産も」「心も」ハッピーにするための贈与セミナー』  
14:05

【講 師】フジ相続税理士法人 代表社員 税理士 高原 誠 氏

休憩 10分間

#### [第2部] 塗装のプロ! 一級塗装技能士による

14:15~ 『資産価値を維持する為のマンション・アパート塗り替え勉強会』  
15:15

【講 師】株式会社 アカデメイア 代表取締役会長 皆川 一 氏

お申込み締切り：令和元年12月10日 (火)



### 「無料個別相談会」

15:15~16:30 ※要予約

相続・資産有効活用・  
建替え・サブリース・  
リフォームなど、  
何でもご相談ください。

#### 会場への交通アクセス

東海道線・京浜東北線・横須賀線・京浜急行線・  
東急東横線「横浜駅」西口 徒歩5分

# 貸宅地・貸家で困っていませんか？

こんなお悩みがありましたら、セミナーと個別相談会で解決できます。

- ① アパートの募集が決まらない。満室経営するためには？
- ② 借地人が家を建て替えると希望した場合の対処法。
- ③ 借地人が土地を無断で他人に転借している。どう対処すべきか？
- ④ 借地人が土地を事業用に転換してしまった。問題ではないのか？
- ⑤ 地代の不払いが続いているので契約を解除し、退去してもらいたい。
- ⑥ 売却したいが、権利調整がうまくいかず話が前に進まない。
- ⑦ 兄弟(共有名義)で相続した土地が処分できなくて困っている。
- ⑧ 賃貸借契約していない名前で地代が振り込まれてくる。
- ⑨ 地代による収益性は低いのに、相続税などの税金が心配なので何とかしたい。
- ⑩ 契約更新を忘れてしまった。再契約したいがどうすればいいのか？
- ⑪ 地代が安いので、値上げをしたい。どう交渉すればいいのだろうか？
- ⑫ 借地人は無断で建物名義を子供に変えてしまった。借地契約は解除できるのか？
- ⑬ 地代が安過ぎるためとの理由で国が物納を受け付けないことがあるのか？
- ⑭ 所有している底地の内、有効性の低い土地だけ物納できるのか？
- ⑮ 借地人と建物名義人が異なるが、そのまま良いのか？
- ⑯ アパートの借家人の行方がわからない。どうしたら良いか？
- ⑰ 借家人がいるアパートをそのまま物納できるのか？またはそのまま売却が可能か？
- ⑱ アパートを建て替えたいが、借家人が退室してくれない。
- ⑲ アパートの雨漏りがひどく修繕ではなく建て替えたい。退室してもらう方法は？
- ⑳ 家賃を3~4ヶ月に一度まとめて支払ってくる。契約解除できるのか？



## 12月14日 セミナー&個別相談会 参加申込書

参加内容	<input type="checkbox"/> セミナーのみ参加 <input type="checkbox"/> 個別相談を希望 <input type="checkbox"/> 後日相談希望		
フリガナ			ご参加人数
ご出席者氏名			
ご住所	〒		
TEL.			FAX.
Eメールアドレス	@		
個別相談を希望される方は、ご相談内容を簡単にご記入下さい。			

※ 個別相談を希望される方が多い場合は、先着順とさせていただきます。その場合は、ご希望の日程で、ご相談をお受け致します。

※ ご記入いただいたお客様の個人情報の取扱いについては、主催の「NPO 法人 日本地主家主協会」以外の第三者へ開示、漏洩することのないよう、細心の注意を払って厳重に管理、保護いたします。

〔ご参加申込み先〕 FAX. **03-3378-4327** までお願い致します。  
ご不明な点がございましたら当協会までお問合せ下さい。

**NPO法人 日本地主家主協会**

〒160-0023 新宿区西新宿4-32-4 ハイネスロフティ9階

TEL. 03-3320-6281 FAX. 03-3378-4327